

# 子ども医療のよくある質問

助成対象になる医療費について教えてください。

医療機関等にかかった時の医療費のうち、保険が適用となる診療の3割（未就学児は2割）です。

## 【対象外の例】

保険適用外の医療費、入院時の食事代・部屋代、紹介状なし負担金、時間外診療時の特別加算料金、文書料、予防接種、検診等

また後発医薬品がある薬で、先発医薬品の処方を希望された場合の選定療養費も対象外です。

※健康保険が適用されるか不明な場合は、医療機関等へお問い合わせください。

マイナ保険証や資格確認書等を提示せずに病院を受診しました。支払った医療費はどうなりますか？

加入する健康保険と市役所（子ども医療）、両方に請求が必要です。健康保険からは10割のうち7割（未就学児は8割）を、市役所の子ども医療からは3割（未就学児は2割）を給付します。

## 【請求の流れ】

- ①まずはご加入の健康保険へ療養費の請求をしてください。
- ②健康保険から給付があります。（医療費の7割・未就学児は8割）
- ③健康保険が発行する「支給決定通知書」等給付額がわかるものと領収書、振込先がわかるものをお持ちの上、窓口にて子ども医療費をご申請ください。
- ④医療費の自己負担分（医療費の3割・未就学児は2割）を子ども医療から給付します。

※領収書の原本を健康保険へ提出する場合はコピーでも可能です。

県外の病院を受診し医療費の助成申請をしたが、いつ振り込まれますか？

原則、毎月月末までの受付分を翌月25日に口座へ振り込みます。  
（25日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の開庁日）

1か月間の医療費の自己負担限度額が保険者によって決められており、限度額を超過した医療費が高額療養費や付加給付として払い戻されることがあります。子ども医療からは、健康保険からの給付を差し引いた金額を支給するため、これらに該当する可能性がある場合は、振込までお時間をいただくことがあります。

医療費の払い戻し申請は、領収書のコピーでも可能ですか？



原則、領収書は原本の提出が必要です。

ただし、事前にコピーを準備していただき、窓口にて原本とコピーの両方を提示していただければ、コピーでの申請も可能です。その際には、重複申請を防ぐため、領収書原本に「医療費償還申請済」のスタンプを押印しお返しします。

治療用眼鏡を購入しました。子ども医療に申請できますか？



子ども医療証をお持ちの9歳未満のお子さんで、医師の診断により小児弱視等の治療用眼鏡を購入した場合は申請できます。治療用眼鏡には、厚生労働省が定める助成上限額があります。この上限額から健康保険給付分を差し引いた額を助成いたします。

上限額40,492円（令和6年4月1日以前購入分:38,902円）

**【請求の流れ】**

- ①まずはご加入の健康保険へ療養費の請求をしてください。
- ②健康保険から給付があります。
- ③下記のものをお持ちの上、窓口にて子ども医療費をご申請ください。
  - ・健康保険からの給付額がわかるもの（支給決定通知書など）
  - ・医師の意見書および治療用装具装着証明書
  - ・領収書
  - ・通帳など振込先口座がわかるもの
- ④作成費用（上限を超えた場合は上限額）から健康保険給付分を差し引いた額を子ども医療から給付します。

※医師の作成指示書と領収書は、健康保険へ原本を提出する場合はコピーでも可能です。

子ども医療費受給資格証を紛失しました。



窓口に来る保護者等の写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を準備のうえ、窓口にて再発行のお手続きをしてください。その場で受給資格証をお渡しします。

破損、汚損の場合も同様に再発行が可能です。

**【子ども医療手続き窓口】**

市民課保険年金係(安来庁舎1階)・広瀬地域センター・伯太地域センター

